

補助第83号線（十条III期）整備に関する 個別相談会・オープンハウスの開催結果

令和7年8月29日、30日に実施した「補助第83号線（十条III期）整備における高低差処理及び用地測量に係る説明会」のフォローアップとして、皆様の疑問や質問にお答えする「個別相談会」と「オープンハウス」を開催しました。

個別相談会・オープンハウス

- 日程 令和7年9月1日(月)～9月13日(土)
※9月3日、9月7日、9月8日を除く
- 会場 中十条三・四丁目町会会館
- 参加人数 個別相談会 : 計25組43名
オープンハウス : 計10組11名
- 会場の様子

個別相談ブース



受付



説明会スライド上映



パネル展示



○当日の主なご質問

Q1. 副道の範囲はどのようにして決めたのか。

A1.副道②の区間における現道の拡幅整備を行わない場合、若宮八幡神社側の区道へ緊急車両が入ることができません。補助第83号線へのアクセスが一箇所に集約されるため、骨格となる区道を整備し、交通機能を改善するとともに、緊急時における緊急車両の通行路及び避難路を確保し、防災性を向上させる必要があります。また、これまで実施した意向調査の中で、地区内の防災性向上を望む声も確認されています。

Q2.副道の詳細な線形はいつ頃決まるのか。

A2.令和7年度に関係機関と協議を行いながら設計を進めたうえで、年度末に実施予定の個別相談会・オープンハウスにて、具体的なお話をしたいと考えています。

Q3.移転が必要になるのはいつからか。

A3.都市計画道路に掛かる方については、用地契約・補償金支払いのタイミングで移転を実施いただくこととなります。翌年度に予定する用地説明会の後、順次、物件調査、用地折衝・協議に着手する予定です。

副道に掛かる方については、整備範囲等に関して検討段階であり、いつご移転いただくか未定です。

両事業に掛かる方は、一体的に折衝できるよう努めます。

Q4.換地というのは、残りたい人と出ていきたい人の土地を入れ替えるという事か。

A4.両者の土地を一對一で土地交換するわけではなく、施行地区全体で土地の組み合わせを検討することとなります。今後、状況調査の回答結果も踏まえて、検討を行います。

Q5.今回示された案について、防災性は確保されるのか。

A5.副道の先の区道が狭いいため、当該区間において、拡幅・隅切り整備を行い、骨格となる区道を整備し、緊急時における緊急車両の通行路及び避難路を確保します。地域の防災性向上に向け、北区と連携をしていきます。

など

今後とも皆様方のご理解、ご協力が得られるよう、丁寧に説明を行ってまいります。引き続きよろしくお願いたします。

お問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部企画課 電話03-5320-5121